

町村週報

(町村の購読料は会費
の中に含まれております)

2588号

毎週月曜日発行

発行所 **全国町村会** 〒100 0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号：電話03 3581 0486 FAX03 3580 5955

発行人 山中昭栄：定価1部40円・年間1,500円(税、送料含む) 振替口座00110 8 47697

<http://www.zck.or.jp>

いじめっ子、いじめられっ子、非行、家庭内暴力、校内暴力など、いわゆる問題のある子供の場合、親子関係や家庭といったものの崩壊にその原因が根ざしているケースが多いということが、研究によって明らかにされています。その人の人間性や人格の基盤は、乳幼児期において殆ど形成されるとみえていでしょう。

遺伝子から見れば、父、母だけではなく、太古からの生物の歴史が遺伝子に書き込んであると考えられます。その中のどの部分が出てくるか、分からないのです。それは、環境やタイミングによります。この環境は、心の持ち方、使い方なども関係すると思われまます。

おそらく遺伝子の中には、獣時代からの遺伝子の情報も入っているわ



ちょっと一息(山梨県身延町)

閑話休題

「人づくり」の原点は母と子の絆

筑波大学名誉教授 村上 和雄

けです。それが、どれでも出してしまう可能性を持っている。ある場合には、獣みたいになる。ある時には神様みたいになる。それは、同一人物で起こる場合があります。そういう基本的な情報が遺伝子に入っているのでしょうか。そして、いろいろな

きつかけによって、遺伝子がオンになる可能性があるので、子供は日々の生活の中で、両親を見ながらその生き方を学び取り、兄弟姉妹に接しながら、少しずつ人間的に成長していきます。しつけや社会道徳も、こうした家族関係や家庭環境の中から学び取っていくものな

のです。ところが、核家族化が進み、マイホーム主義と共働きが一般化する中で、こうした「人づくり」の基盤が見失われてきました。さらに憂慮すべきことは、職業を持つ女性が子育てよりも仕事に重点をおいたため、「人づくり」の原点である母と子の絆が薄められつつあるという現状です。

母と子の絆が切れたとき、実に深刻な悪影響がその子供の人格形成に及ぼされる心配があるのです。母と子の絆が核になり、父親や兄弟姉妹などの「心の絆」が形成されます。そして、やがてはそれが、家庭外での生活の場における人間関係の「心の絆」として発展していくのです。「人づくり」の原点が母と子の絆にあるといった理由も、ここにあるのです。

もくじ

政 策	平成19年度財政課長内かんについて	(2)
フォーラム	森林セラピー基地認定とまちづくりの夢 = 長野県上松町	(5)
情 報	町村Navi	(9)
随 想	テニスコートに学びながら = 千葉県町村会長 白子町長 林 和雄 ...	(10)
情 報	政策レーダー	(12)

写真キャプション

南アルプスに連なる山々に囲まれた広大な公園。燦々と降り注ぐ太陽の光を浴びながら、子供たちは芝生の丘を駆け回る。乾いたのを潤すためしばし休憩。それでも、何よりのご馳走は自然の中で吸い込むおいしい空気だ。

2007年度地方財政で財政課長肉かん

さらなる行革と財政健全化など要請

総務省は1月22、23の両日、全国都道府県総務部長会議等を開き、2007年度の地方公共団体の予算編成に係る財政課長内かんを示すとともに、予算編成上留意すべき事項などについて説明した。その中で、同省は、国民の信頼確保と地方分権型社会に向けて定員管理や給与適正化など「さらなる地方行革」と財政健全化への取り組みを要請。また、新型交付税については変動額を最小限にとどめる考えを改めて強調した。このほか、「頑張る地方応援プログラム」「新たな再生法制」などについて説明した。なお、市町村合併では「人口一万人未満町村が500団体も存在している」と指摘し、合併新法の下で引き続き市町村合併を進める意向を示した。

綱紀肅正の取り組みも要請

総務部長会議では、冒頭、松田隆利事務次官があいさつ。地方分権改革推進法について政府を挙げ取り組む意向を強調。また、「国民の理解と信頼に支えられた地方分権型社会をつくるため、さらなる行政改革に取り組む必要がある」と指摘し、一層の定員管理

と給与構造改革への取り組みを要請した。併せて、昨年相次いだ裏金問題や談合事件、飲酒運転事故など一連の不祥事を「国民の信頼を揺るがす遺憾なことだ」と指摘し、各団体に「これまでの綱紀肅正の取り組みが適正だったか厳しく見直してほしい」と要請した。また、来年度の地方財政対策では「交付税の法定率を堅持し、一

般財源総額について前年度比5千億円増を確保。併せて、地方財政健全化のため交付税特会の新規借入を回避し計画的償還を開始する」と述べ、地方自治体の財政環境が厳しい中、地方自治体も「引き続き行財政改革に取り組み財政健全化に努める」と要請した。さらに、新型地方交付税を来年度から導入するが「これに伴う変動額は最小限に止めるよう対応する」との考えを改めて強調した。併せて、三位一体改革に伴う3兆円規模の税源移譲による新税率が所得税は1月(減税)、住民税は6月(増税)からそれぞれずれて適用されるが、「所得税・住民税の税額変更が負担増と誤解されないよう積極的な広報をお願いする」と述べた。

直しては、通常国会に地方自治体の財政健全化のための新しい法案を提出する。公営企業金融公庫廃止後に地方自治体が共同設置する新組織の体制整備法案を通常国会に提出する。ことなどを紹介した。これを受けて、岡本保自治財政局長は、地方分権改革推進委員会による国・地方の役割分担の見直しや税体系の抜本改革議論が本格化することから、「今年は第2期分権改革のさらなるステップの礎の年にしなければならぬ。このため、国民に対し地方の信頼を勝ち取ることが欠かせない」と述べ、地方行財政全般にわたる見直しの必要性を強調。その上で、来年度から3カ年実施する政府資金と公営企業債の補償金なし繰上償還について「行財政運営で不適正な団体は、徹底的に是正しない場合には対象にしない」との考えを強調した。

このほか、「頑張る地方応援プログラム」について、久保信保総括審議官が「やる気のある地方が独自施策を展開し、『魅力ある地方』に生まれ変わるよう地方独自のプロジェクトを考え取り組む地方団体に対し交付税等の支援措置を講じる」とし、同プロジェクトの募集を07年度は4～5月(1

政 策

次)、8、9月(2次)の2回行うとした。また、交付税による支援措置3,000億円(07年度は2,700億円)では、うちプロジェクト取組み経費として1市町村に単年度3,000万円の特例交付税措置を行うとともに、市町村と都道府県に対し「成果指標」(行政改革指標、農業産出額、出生率、若年者就業率など)に基づき普通交付税を配分(算定に反映)するとした。

併せて、2月以降、総務大臣や副大臣等が各都道府県に出向き「頑張る地方応援懇談会」を開催、市町村長等と直接意見交換することも紹介した。

なお、市町村合併について松田事務次官が「相が進展したが、地域ごとに差異がみられるほか人口1万人未満町村も約500ほど存在している」と指摘。これを受けて、藤井昭夫自治行政局長も「人口1万人未満の団体が約500あり、引き続き合併推進が必要だ」と述べ、「合併推進構想」を未作成の都道府県に対し速やかな作成を要請した。「人口1万人未満の小規模町村」は、合併新法が各都道府県に作成を求めた「合併推進構想」に盛り込む「対象」3つのうちの1つに挙げられているが、事

務次官・自治行政局長がともに約500団体も残っていることを強調したことは、合併新法では改めて小規模町村を中心に合併を進めていく意向を示したものとみられる。

過疎債はほぼ前年度並みを確保

同会議で示された「財政課長内かん」は、第1「国の予算等」、第2「地方財政対策」、第3「予算編成の基本的考え方」、第4「歳入」、第5「歳出」、第6「公営企業等」、第7「公営企業金融公庫廃止後の新組織について」で構成。

うち、「国の予算等」では、11年度の基礎的財政収支黒字化に向けて「歳出改革路線を強化する」とし、このため行革推進法にもとづき行政のスリム化・効率化を一層徹底し、総人件費改革や特別会計改革、資産・債務改革等を予算に反映させるとした。また、「地方財政対策」では、依然大幅な財源不足が生じることから、「国の歳出予算と歩を一にして、地方歳出を見直す」こととし、定員純減や給与関係経費・地方単独事業費を抑制し地方財政計画の規模抑制に努める一方、交付税の現行法定率を堅持しつつ安定的な財政運営に

必要な一般財源の総額確保を基本に地方財政対策を講じた」とした。

さらに、「予算編成の基本的考え方」では、地方分権時代にふさわしい簡素で効率的な行政システムを確立するため徹底した行政改革の推進と、歳出の徹底見直しによる抑制と重点化を進め、また、歳入面でも自主財源の積極的な確保を講じるなど、効率的で持続可能な財政への転換を図ることが急務だ」と指摘。このため、07年度の予算編成に当たっては「財政の健全性の確保に留意しつつ、活力ある地方を創るため、地方の知恵と工夫を活かした独自施策の展開等に積極的に取り組む」よう求めた。

ら地方交付税措置を講じること、「森林・林業振興対策」のうち「森林整備地域活動支援」は制度見直しを行った上で11年度まで延長されることから国の施策にあわせ地方単独事業に要する経費に対し引き続き交付税措置を講じることなどを紹介した。

「歳入」では、基準財政需要額について、07年度から簡素な新しい基準による算定(いわゆる新型交付税)を導入するが、「その導入に伴う変動額については、人口規模や土地の利用形態によるコスト差を反映するとともに、新たに設ける地域振興費(仮称)において条件不利地域等の財政需要に対応することにより、最小限にとどめることとしている」とした。基準財政収入額では、一般的に道府県分は道府県民税所得割と法人関係税の増、市町村分では市町村民税所得割と法人税割の増が見込まれるが、見積もりは前年度の実績値を基礎数値とするものが多く、法人関係税等の精算額が加算されることから過少に見積もることがないよう注意を喚起。その上で、基準財政需要額の伸び率を簡素な新しい基準・地域振興費で算定する経費(事業費補正の除く)を道府県分0.0%、市町村分0.0%、

政 策

公立学校授業料・保育料の改定について
(地方財政計画・地方交付税)

(単位：円)

区 分		改定前	改定後	
高等学校	全 日 制	(115,200) 9,600	(118,800) 9,900	
	定 時 制	(31,200) 2,600	(32,400) 2,700	
	通 信 制	(6,000)	(6,200)	
	別科・ 専攻科	職業科	(115,200) 9,600	(118,800) 9,900
		その他	(72,000) 6,000	(74,400) 6,200
幼 稚 園		(73,200) 6,100	(75,600) 6,300	
特別支援学校		(4,800) 400	(4,800) 400	

(注1) 新単価は、平成19年度入学者から適用される。

(注2) 単価は月額であり、() 書きは年額である。

その他の経費(公債費・事業費補正を除く)は道府県分3・0%程度、市町村分3・0%程度の減と見込んだ。

また、辺地・過疎対策事業では、特に過疎対策事業債はほぼ前年度並みの所要額を確保し、過疎地域の自立促進に資する効果的なプロジェクト等を重点的に支援していくとした。一方、入湯税については「目的税」であることから、入湯税収の具体的事業費への充当について予算書、決算書の事項別明細書・説明資料等で明示しその使途を明確にすべきだとした。

職員数を3万4、358人の純減としたほか、団塊世代の大量定年退職に対処するため退職手当を前年度比16・5%増の2兆3、800億円、一般行政経費(単独)は同0・9%減の13兆3、500億円、地方単独事業費は同14・9%減の8兆5、900億円、それぞれ計上したとした。その上で、公共工事の入札・契約手続の一層の透明性・公平性の確保、公共工事の品質確保のため総合評価方式の実施などを要請した。

このほか、公立学校授業料と保育料を別表のとおり改定した。

(自治日報記者 井田正夫)

◆全国町村会・全国自治協会◆
平成18年度公共建物
「火災予防運動」等を実施

全国町村会・全国自治協会は、火災多発期に際し、庁舎、学校等公共建物を火災から守るため「平成18年度公共建物火災予防運動」と加入団体の安全運転に対する意識の高揚を図り、交通事故の防止に努めるため「平成18年度交通安全運動」を全国的に実施している。

全国自治協会が実施している公有建物災害共済事業における罹災原因のうち火災による支払件数は、ここ数年ほぼ横ばいの状態であるものの、一端火災が発生すると、その損害額は高額になることから、毎年火災が多くなるこの時期に実施している。

昨年末には加入町村に対し、建物の防火診断が簡単にできる「公共建物の防火診断要領」を配布し、査察診断の実施による火災の未然防止に努めてもらうこととしている。

また、運行管理者の運行・車両管理、運転者の安全運転診断の資料として、人にやさしい「安全運転」を配布し、交通事故の防止に努めてもらうこととしている。

ひとまず預けて、いつでも納得運用



- お申込みは100万円以上1円単位。
- お引出しや本商品からの預替えは、1円単位で原則いつでも可能。
- 当社による元本補てん、利益の補足はありません。
- お申込みの際は別途ご用意する商品説明書をご覧ください。

みずほ信託銀行

☎0120-081506

受付時間/午前9時～午後5時 土・日・祝日・銀行休業日を除きます。

あなたの思いを
カタチにします。賢いから選べる
非金定期預金 **グッドセレクト**安心・預ける
総合口座 **ユアパートナー**お手帳に
いれるからでも
ご利用いただける **スーパー定期**実績相当商品
ラインアップ **グローバルセレクション**年金定期預金 **季節のたより**外貨定期預金 **外貨革命**

●資料のご請求は下記までお問い合わせください。

インフォメーションデスク

0120-897-117

信託世代の

住友信託銀行

フォーラム

現地レポート

地域資源を活かした活性化策

森林セラピー基地認定とまちづくりの夢

『森林(もり)と健康のまちづくり』を目指して

町の概要

上松町は、長野県の南西部にある木曾郡(6町村)のほぼ中央部に位置し、総面積が168・47平方キロメートルで、町の東には中央アルプスの木曾駒ヶ岳(標高2956メートル)がそびえ、西には卒塔婆山(標高1541メートル)などの山々が連なり、町の中央部をJR中央西線と国道19号が走ると共に、一級河川の木曾川が名古屋港に向かって流れています。

1922年(大正11年)9月か



袖による、伊勢神宮遷宮の御萱材伐採の伝統の伐採技術「三ッ紐伐り」を用いる。



ら町制をしき現在に至っています。平成の市町村合併については、木曾郡11町村の一本化を目指す木曾市構想の動きから始まり、紆余曲折を重ねながら近隣6町村との合併を模索して参りました。しかし、関係町村で2004年9月26日に住民意向調査を行った結果、合併ではなく自立の道を選択しました。

当町は、総面積の94パーセントが森林であり、その内69パーセントと大半を国有林が占めており、耕地や宅地は合わせても3パーセントに満たず、標高550メートル



長野県 上松町

中央アルプスの裾野に広がる上松町。ほぼすべてが豊かな自然に包まれる。

フォーラム

ルから1100メートルにかけて
住居や耕地が点在しています。

依然として過疎化と少子高齢化
が進行しており、1965年の国
勢調査人口10、083人をピーク
に年々減少しており2005年の
同調査では世帯数2111世帯、
人口5767人の小規模な町であ
ります。

2006年度一般会計当初予算
額は30億3千6百万円で、200
5年度における財政力指数は0・
314、経常収支比率は83・6%
と厳しい財政運営を駆使しながら
まちづくりを模索しています。

木曾五木について

当町は、木曾ヒノキの産地でも
あり、木曾の山林は江戸時代に尾

張藩の領地として「ひのき一本首

ひとつ」と言われた厳しい管理が
行われてきた歴史があります。
「木曾ヒノキ」に加えて、「あすな
ろ」「さわら」「ねずこ」「こつやま
き」を「木曾の五木」と称して伐
採を禁じ貴重な森林資源の保護施
策がとられてきました。

気候風土が厳しく、険しい山岳
地帯が形成した地質に育まれた木
曾ヒノキは、木目が細かく材質も
超一級品と言われ、国内各地の伝
統的建造物に使われています。

2005年6月には、20年に1
度催行される第62回伊勢神宮式年
遷宮に伴う御袖始祭並びに御神木
祭が当町の赤沢国有林で行われた
ところであり、1300年もの歴
史を有する神宮の御用材として奉
納できたことも地域の誇りとする
ところです。



樹齢300年を超える、木曾ヒノキ天然林。先達の多大な苦勞で保護されてきた。

地域産業の
変遷

このように木材
生産が盛んであつ
たことから、林業
を始め木材関連産
業が盛んに営まれ
て、古くから森林
文化が栄え人々に
引き継がれて参り

ました。林業の伐採法では、仙人
と呼ばれる林業従事者による「木
曾式伐木運材法」が継承され、木
材加工技術では製材業を始め、桶
職人、建具職人、家具職人並びに
へぎ板職人などの伝統的技術を有
する職業が栄えた町でもありまし
た。

しかし、昨今の木材需要の激減
や価格の低迷などによって、関係
事業の縮小や廃業を余儀なくされ
ている実情もあり厳しい状況に直
面しております。

現在では、自動車関連産業や電
子部品製造業などの誘致企業も数
社が堅実に創業中であり、地域の
活性化に大きく貢献しています。

観光資源と現況

長野県木曾郡は、自然環境には
恵まれた地域であり、かつては中
仙道沿いに宿場町が連なり、行き
交う旅人の心を癒した「木曾八景」
と称する名所が各地に点在します
が、その中でも当町は「木曾の棧」
「木曾駒ヶ岳」「寝覚ノ床」「風越山
の青嵐」「小野の滝」の五景を有し
ています。

代表する観光資源としては、赤
沢自然休養林や寝覚ノ床などの豊
富な自然と風光明媚な観光地があ
りますが、特に赤沢自然休養林は

25年目を迎える森林浴イベント。美林を
満喫でき、リピート率も高い。



標高1080mから1558mに
位置する、総面積約728ヘク
タールの広大な面積を有し、樹齢
300年以上と言われる木曾ヒノ
キの天然木を有する休養林であり
ます。林野庁から1969年(昭
和44年)に全国初の自然休養林に
指定され、1982年(昭和57年)
には第1回森林浴大会が行われ
「森林浴発祥の地」として、全国各
地から多くのお客様に森林浴を楽
しんでいただいております。林内
には、自然が満喫できる総延長
20・1キロメートルに及ぶ8つの
散策コースがあり、延長1・1キ
ロメートルの軌道を往復する森林
鉄道が乗客を乗せて走っておりま
す。昨年の観光シーズンにおける

フォーラム

来訪客は11万5673人で開園以来2番目の好記録を達成することができました。

このことは、本年2月4日に開通した国道361号権兵衛トンネルによって、交通事情が飛躍的に向上した効果も大きかったことを申し添えます。

森林セラピー基地の認定

また、本年4月18日には同休養林が「森林セラピー基地」として全国6カ所のうちの1つに認定をいただくことができました。

このことは、森林総合研究所の実験を担当された宮崎良文先生以下チームスタッフによって、20



上松町森林セラピー協議会を設立。各種の研究・活動を推進する。

05年7月に被験者12名(健康な20代男性)の協力を得ながら行われた、生理・心理・物理・化学実験の結果によって森林セラピーコース内における歩行や座観といった活動が、リラククス効果やストレス緩和効果をもたらすことが立証され認定につながったものです。

森林の持っている特性が、医学的な実験データによって人間の疾病予防効果を促進し、心身のリフレッシュ効果を高める働きがあることが判明し、森林療法や疾病予防などの分野において新たな効能と展望が開けたものであり大きな感動と期待を寄せているところです。

雄大な木曾ヒノキの天然林に、このような宝物が存在していたことと、林野庁を始め先人達が大切に守り育ててきた歴史とご苦労に「お陰様です!」と改めて感謝の気持ちでいっぱいであります。

森林セラピー協議会を設置

当町においては、森林セラピー基地認定に備えて2005年度から積極的に取り組んで参りましたが、赤沢自然休養林というブランドがありながらもその自然や特性をいかに活かしていくのか、お客様の受け入れ態勢の構築などのソ

フト対策や住民サイドの意識の醸成が課題でもありました。そのため、昨年3月15日には上松町森林セラピー協議会設立準備会を発足させ、本事業に関わる医療、保健福祉、観光事業、国有林、森林林業、観光ガイドNPO、町議会関係者など多数の参加をいただいで準備作業に取り組んできました。

認定後の7月と12月にも協議会を開催し、関係者の広範な意見を承りながら協議会規約などに修正を加え、専門性を持った細部の検討組織として3部門の委員会を設けて、特性のある部門ごとに研究と議論を深めて森林セラピー事業を形成するため、ピラミッド型の協議会組織としたところです。

委員会構成としては、医療スタッフ及び観光ガイドスタッフで構成する「森林療法研究委員会」、施設整備、地域振興並びにまちづくりを進める「地域振興委員会」そして来訪者を始め地域住民の健康増進、保健予防若しくは癒し効果を上げるための「健康増進委員会」を設置して、関係者の英知と協力体制を取りながら木曾ヒノキの天然林である赤沢自然休養林の特性を尊重した「オンリーワン」を目指す森林セラピー基地のブランドオープンに備えて本格的な企画調整を進めています。

地域住民向けの「赤沢を知る講座」。地元の人々も素晴らしい森林資源を再確認。



医療機関の支援

また、この事業推進に当たっては、木曾郡内唯一の総合病院である長野県立木曾病院スタッフと町内の開業医2名の全面的な協力を頂いていることも心強い限りであります。

本年度では、木曾病院の久米田茂喜院長を先頭に町内の無医地区の巡回診療に取り組んで頂いたほか、5月11日からは休養林において毎週木曜日に巡回医療相談室を開設して、来園者のメディカルチェックや健康相談などを行い、森林セラピーの啓蒙などに協力頂いたことは町にとっても最も頼り

フォーラム

になる存在でもあり、感謝に堪えないところでもあります。

今後は小さくても環境にマッチした森の診療相談室(仮称)となるような施設整備も視野に入れて、森林(もり)の中で「心身共に癒され、憩い、元氣の出る」森林医学の発信基地となるよう期待に胸をふくらませています。

森林セラピーを学ぶ

観光地でもあり森林セラピー基地がより多くのお客様にご利用頂くためには、案内を担当するガイドや住民がこの事業に対する理解を深めて、おもてなしの心を持って温かくお迎えすることが最も重

要です。

そのため今年1月には、森林セラピー特別講演会を開催し、この夏に当該休養林において、森林がもたらす健康増進効果に関する調査研究をされた日本医科大学の李卿(り けい)医学博士より「森林浴がヒト免疫機能を高める」と題して講演を拝聴しました。また、事例紹介として、木曽病院の外科医長小山佳紀先生より「ドイツ・バートウエーリスホーフエンの先進事例」の視察研修結果について報告を頂きました。

地元にながら、赤沢自然休養林についてなじみの薄い方が多いのが実情で、この講演会を通じて同休養林のすばらしさや健康増進、予防効果に対する有益性などについて理解を深め、気運を盛り上げることができたのではないかと考えています。

また森林セラピー基地が、他のすばらしい観光資源を有する木曽郡内の町村と連携を図りながら、滞在型観光の受け皿となつて共に地域振興を推進することができれば幸いであります。

森林と健康のまちづくりを目指します

国も地方も厳しい財政難、人口

減少社会の到来、地方分権が推進される近年にあつて小規模町村の運営は厳しいものがあります。

また中山間地域は、高齢化や担い手不足、有害鳥獣による被害の増大などにより森林と農地の荒廃や遊休農地の増大が進んでいます。「国土と自然景観の保全、水資源の涵養、地球温暖化防止などの一翼を担っている山里」のこれ以上の荒廃は阻止しなくてはなりません。

その意味において、地域の観光資源を活かした誘客対策は地域振興の鍵を握っていると云つても過言ではありません。

人間は、古代から自然と共生しつつ、長い歴史と文化を育みながら進化を遂げてきました。しかし、近年は工業化、化学化そして高度情報化(IT)が急速に進み、都市部への人口過密現象も重なつて、効率化と巨大化のみが優先される世相となつてきました。その中で、格差社会、ストレス社会さらには子どものいじめ問題など、様々な社会問題が多発しており、それらの対策が必須となつていきます。

日本に培われてきた独特の歴史と文化を再認識し、自然を敬愛しながら美しいものに感動し、たとえ不合理、非効率であつても穏や

車椅子でも散策が可能な「ふれあいの道」。福祉ツアーも多い。



かな心で健康に暮らせる社会を再生したいと願う次第です。

この度の森林セラピー基地認定を受けて、役場総務課内のまちづくり推進室に専任担当者を配置すると共に、同室を中心に準備作業を進めています。

グラントオープンを契機に、赤沢自然休養林を地域再生の核に据えてその他の観光資源やサービス産業との連携を図りながら、老若男女を問わず「森林(もり)と健康のまちづくり」を推進することが夢でもあり、実現を目指して町民と共に邁進する決意を新たにしています。

(上松町長 田上正男)



県立木曽病院の医師による健康相談。2006年は延べ100名が活用

情 報

町村Navi

古着のリサイクルを実施

北海道八雲町

町は一般ごみの量を少しでも減らすため、リサイクルできる古着の回収を試験的に行っている。実施期間は1〜2月末までで、回収した古着は、ウエス、工業用のぞうきん(に加工される。

古着は役場など町内3カ所に設置した回収箱に持ち込んでもらい、業者がウエスに加工。ウエスは綿が50%以上含まれていることが必要のため、ジャージなどの吸収性の悪いものや毛布など中綿が入ったものは回収しない。期間中に加工できる古着が順調に集まれば本格実施を行う予定だ。

町はこれまで、ごみ分別の細分化やリサイクルに力を入れており、昨年9月に始めたごみ有料化では5カ月間で16〜18%の減量に成功しているという。

「もったくない図書館」がオープン

福島県矢祭町

全国に本の寄贈を呼びかけて設立された町の「矢祭もったくない図書館」が1月14日に開館。同日から貸出業務を開始した。

町にはこれまで図書館がなく、町民からは新設を求める要望も多かった。ただ、図書館建設には10億円程度かかるため、町では全国から本の寄贈を呼びかけることを企画。建物は柔剣道場を改装し費用を抑えた。寄贈された本は、1月24日までに29万9、159冊。引き続き寄贈を呼びかける。

図書館の運営は、町民らで構成する「図書館整備委員会」に委託。開館時間は午前9時から

午後6時までで、町教委によると夕方には児童らが宿題をしに訪れるなど好評という。

「やっかいもの」が特産品に。イノシシカレーを販売

島根県飯南町

町で有害鳥獣として駆除したイノシシ肉を使った「イノシシカレー」の販売が始まった。県が、駆除したイノシシ肉の衛生管理がイドラインを作成したことと本格的な商品化が可能となった。年間300頭ほど駆除されるイノシシだが、町では「やっかいもの」が特産品になる」と期待している。

イノシシカレーは、エスニック風辛口の「赤」、野菜を炒めてコクを出した「黒」、ココナッツミルクを使用した「黄」の3種類。地元の食肉加工業者が大手ホテルの元シェフから指導を受けて開発した。それぞれ3、000箱を製造し、道の駅や東京都内の県の施設で販売している。

コナン作者のふるさと館オープンへ

鳥取県北栄町

「名探偵コナン」(小学館)などの人気漫画の作者で知られる青山剛昌氏(同町出身)の記念館「青山剛昌ふるさと館」(ロゴマーク)が3月18日にオープンする。現在、町は観光振興策として「コナンの里づくり」を進めており、町内にはコナン通りやコナンのブロンズ像が置かれている。

総事業費は1億9、507万円、県の補助金や町民債などで賄った。ふるさと館には、青山氏の全作品やコナンの海外版等を展示。さらに劇中に登場す

る「蝶ネクタイ型変声機」や「ターボエンジン付きスケートボード」などが体験できるコーナーも設けた。町では年間約13万人の来場を見込んでいる。



自治会単位で綱引き大会

香川県綾川町

町は合併に伴う町民の親睦や交流を図るため、自治会単位で優勝を争う「第1回綾川町民綱引大会」を2月25日に開催する。綱引大会は合併前の旧綾南町で過去18回開催していたが、合併した旧綾上町民とも親睦を深めるため藤井賢町長(旧綾南町長)が提案、自ら実行委員会の委員長も務めた。

大会は町在住の中学生を除く15歳以上の男女で、自治会単位でチームを編成する。協議は一般男子、同女子、壮年男子(出場選手の合計年齢が360歳以上)、男女混合の4種目で、体重制限は設けない。予選、決戦のトーナメント形式で争う。

子育て世代向けに町営住宅整備

熊本県玉東町

町は小学校の児童減少対策として小学生以下の子どもを持つ家庭を対象とした町営住宅を整備する。整備に当たっては民間事業者が建設した住宅を町が借り上げ、入居者に転賃する方法をとることにした。

町が整備するのは2階建てのメゾネットタイプで全5戸。小学生以下の子どもを持つ世帯が対象で、町内の山北小学校に通学させることが条件。入居時の家賃は月3万5千円だが、子どもの成長に伴い、中学生4万円、高校生4万5千円、高校を卒業すると5万円となる。また中学生以下の子どもが世帯内にいなくなった場合は、住宅の明渡しを求める。

町では、公営住宅法に基づかない住宅のため「家賃などの設定が自由にでき、町の実態に合ったものになる」(総務課)と話している。

職員育成基本方針を策定

沖縄県南風原町

町は、昇任管理に能力実証主義を導入することなどを盛り込んだ「職員人材育成基本方針」を策定した。町はこれまで毎年年度「職員研修実施計画」を作成していたが、地方分権時代の職員を育成していくために新たに基本方針の策定を決めた。

基本方針では、昇任管理について、これまでの年功序列方式ではなく能力実証主義に基づいた昇任方法の必要性を指摘。能力・実績による昇任管理や、昇任試験制度の導入等を盛り込んだ。また、特定の資格や能力を必要とする職務について庁内公募制度を実施するほか、偏った業務配置を無くすための「ジョブローテーション」や、高齢者や臨時職員の時差出勤制度の導入等を盛り込んだ。

今後は「人材育成推進委員会」を設置し、基本方針の実施状況等をチェックする。

随 想

随
想

テニスコートに学びながら



千葉県町村会長
白子町長
林 和 雄

白子町は四百面近いテニスコートが一地区に集約された首都圏一のテニスのまちです。

五人に近い収容力の宿泊施設に隣接しているという便利さもあり、春先の大学生の合宿から始まり、小学生から社会人まで、トレーニングや各種の大会が年間を通して開催されます。

毎年、八月に開催される中学生を中心とした全日本ジュニアソフトテニス選手権のように、五千人を超す選手に指導者や保護者で町の人口の半分近い人数が一同に集まる大規模な大会もあり、開会式は見事なものです。

『テニスのまち しらひ』の始まりは、昭和五十年ごろからの高度経済成長期に高まったレジャーの大衆化によるものです。雄大な眺望の太平洋、九十九里浜に面した

我が町は、首都圏から五十km圏という立地を生かし、五か所の海水浴場を開設し、四十万人を超す海水浴客を誘致しました。海岸線の地区では多くの民宿が軒を並べ、宿泊客の受け入れを積極的に行いました。

中には旅館に近い専用施設まで建設してお客さんの受け入れを促したものの、海水浴は夏季だけのため、産業としては極めて効率が悪く、しかも気候に左右される不安定なものでした。

そこで、有志数人で模索したのが通年型観光の開拓でした。気候は温暖でほとんど積雪がありません。地形は平坦で近くには広い休閑農地があり、首都圏からも比較的近いなどの立地条件は整っていました。また、時代背景はスポーツ健康志向の強まりと重

なり、編み出されたのがテニスコートの建設でした。この戦略は見事の中しました。学生や企業のテニス部が大勢押し寄せるようになり、十九面が始まったテニスコートは、十年近くで四百面にまで増設されました。宿泊施設も木造の民宿から鉄筋コンクリートの高層建築に次々建て替えられ、収容力も増大しました。大会もグレードアップされ、関東、東日本、全日本などの冠がつくものも多く、年中行事として年間二十程の大会が定着するようになりました。

誇れることはコートの数や大会の参加者数だけではありません。

ここまでの大きな事業への研究、企画、挑戦のすべてを民間活力が自力でやり遂げたことです。先人たちの発想とエネルギーにあ

らためて頭の下がる思いです。しかし、その後は順風ばかりではありませんでした。テニスブームも下火になり、景気低迷やスポーツの多様化、他地区でのコート新設などの逆風や難問が押し寄せて来ました。難関を切り抜けるのも挑戦のひとつ。時にはテニスコートを活用してのゲートボール大会、二丁に合わせたサッカー場の開設、最近では高齢化社会に呼応して、グランドゴルフの公認コート

も七か所に建設されています。しかし、なんといつても主流はテニス。三十年の歴史を重ねて習得した大会運営のノウハウなどが高く評価され、県内での主要な大会、特にソフトテニスでは「会場は白子」がかなりの数を占めるようになりました。

町も民間パワーと連携を強めての取り組みをすすめています。近年では、平成十七年のインターハイで町を挙げての取り組みが成功を収め、平成二十二年の国体の会場地にも決定しています。

子どもたちのスポーツ拠点づくり事業でも、総務省、文部科学省から認められ、小学生ソフトテニスのメッカとして昨年から今後十年間、全国小学生大会が、毎年春休みに開かれるようになったことも嬉しい限りです。

全国一のテニスのまちとしての評価を、より高めていくことへの自信にもなっています。

昨今、とかく行政の役割や責任が言われますが、自助努力で作った上げた産地産業、地域や自治体ほど、強くへこたれないものはないと常にテニスコートから学びながら、また多くの人たちやいろいろな地域の方々との交流を通して、地方のより個性あるまちづくりに邁進したいと思えます。

情 報

「ワーク・ライフ・バランス」を実現する 多様な労働形態のすすめ

社会保険労務士 岡田 良則

社会保障制度を補完するもの

私たちの生涯においては、様々なライフステージで、育児、介護のためなど仕事を続けることもありますが困難な場面を迎えることもあります。そのために社会保障制度が整備され、安定的な生活を送れるよう考えられているのです。しかし個々のケースを見ると、必ずしも、このような制度が機能しているとはいえません。

例えば家族介護においては、介護保険制度が整備されているが、他人に任せるよりも自ら家族の介護を担いたいといった思いで利用を躊躇し、仕事を続けていくことをあきらめる人も少なくありません。

あるいは、厚生労働省の調査(平成一三年)によると、出産一年前に仕事をしてきた女性の約七割が産後半年で無職となっており、法律上は育児休業制度が整備されているが、女性にとって仕事と育児の両立の環境が十分ではないことがわかります。このよう

な調査を受けて、政府は夫婦で育児の負担を分かち合える環境を作ることの大切さを指摘しています。

平成一八年の「厚生労働白書」によると、働く人たちが充実した生活や人生を得るためには、単に社会保障制度を整備するだけではなく、企業と社会全体で「ワーク・ライフ・バランス」の実現を図るべきだと述べています。この「ワーク・ライフ・バランス」とは、「仕事と生活の調和」を意味し、近年、企業の福利厚生施策の基本的な考え方として広まっています。

労働力確保と福祉施策

企業においては、現在、団塊の世代の大量離職と景気回復により人材が不足し、少しでも多くの人材を獲得できるよう、支持される労働環境の提供を必要としています。

ただし、正社員としての一律の人材の活用では十分な労働力を確保できなくなってきたことから、女性、高齢者、あるいは障害者など多様な人材を活用する必要性が

高まってきました。また、それぞれの生活スタイルや志向の多様化により、賃金水準を上げるなどといった何か一つの対策で、必ずしも労働者の賛同・納得を得られるとは限らなくなっています。

そこで、労働者の多様性にあわせた労働形態を提供する仕組みの整備が進められるようになってきたのです。

これが、企業の「ワーク・ライフ・バランス」施策への動機付けであり、具体的な施策としては、働く「時間」と「場所」の柔軟化といえます。

それは「フレックスタイム制」「裁量労働制」など日々の労働時間を柔軟化する、「育児休業制度」や「育児短時間勤務」といった労働義務を一定のルールで免除する、「テレワーク」自宅や郊外のサテライト・オフィス、またはノートパソコンを使ったモバイルワークなど)、つまり働く場所を柔軟化することなどです。

その他、託児所を設けるなどの福利厚生施設の充実をあげることもできます。

社会保障制度の充実

このような企業の施策に加え、政府も法律の改正として、働く人達の環境整備を支援しています。

例えば、「育児介護休業法」は、

一年以上の雇用期間があるなど一定の有期雇用者(パートタイムなど)も対象に加えること、一定の事情のある者については子供が一歳六カ月になるまで休業期間を延長できることなど、平成一七年四月に改正されました。

また、「高齢者雇用安定法」は、段階的、経過的な措置はありますが、六五歳まで雇用を確保する措置を導入するよう平成一八年四月より改正されています。

さらに平成一九年は、「男女雇用機会均等法」が改正され、女性のみならず男性への差別禁止、間接的な条件であっても差別禁止また女性の出産前後の解雇等使用者が解雇理由を証明できない場合は解雇無効とするなど、規制が強化されます。

企業の実施した育児休業制度をいち早く利用した男性などは、そのようなことに理解のない近隣住民から「失業したのか」と中傷されることもあったといえます。

私たちの生活が、より安定して有意義なものとなるには、国の整備する社会保障制度を上手に利用することだけではなく、企業と働く人たちが働き方についてよく考えること、そして、社会が多様な働き方のスタイルがあることを受け入れることも必要なのです。

政策リーダー

政策リーダー

平成17年度国保財政状況 まとまる 厚生労働省

厚生労働省は1月12日、平成17年度市町村国民健康保険の財政状況(速報)を公表した。

一般被保険者分、退職被保険者等分、介護保険分を合わせた収入合計は11兆3、540億円、支出合計は11兆2、222億円となっており、収支差引額は1、318億円となっている。収入支出から基金繰入(取崩)金、前年度からの繰越金、基金積立金及び前年度欠損補填等を除いた単年度収支差引額は1、113億円の赤字となり、一般会計繰入金のうち赤字補填を目的とする収入を除くと3、689億円の赤字となる。

このうち、一般被保険者分は収入合計7兆9、121億円、支出合計7兆7、385億円、収支差引額は1、736億円の黒字となっているものの、単年度収支差引額では369億円の赤字となっている。

単年度収支での黒字被保険者は670保険者(前年度比372保険者減)で、その総額は511億円(同219億円減)となっているのに対し、赤字被保険者は1、165保険者(同324保険者減)で、その総額は1、195億円(同297億円増)の赤字となっている。

また、保険料(税)の収納状況では、全国平均90・15%(同0・06%増)に対し、都市部平均89・73%、町村部平均93・44%となっており、収納率100%の保険者も22保険者(同5保険者減)と減少傾向にある。

「半島地域づくりフォーラム in 能登」を開催

「半島地域づくりフォーラム in 能登」が、国土交通省の主催、石川県、穴水町、能登町及び全国半島振興市町村協議会他の協力により、2月24日、25日、石川県珠洲市を中心に開催される。

半島地域は、地場産業の衰退や高齢化の進行など様々な課題を抱えているが、一方で地域の資源を見直し、住民が主体になった地域づくりを進めていくという動きや、観光等を通じて他の地域との交流を促進していくという動きも活発になってきている。今回、こうした動きを加速させ、半島地域共通の課題解決に向けて、半島地域の共有を図ることを目的に、全国の半島関係者が一堂に集まる「動かし方を変える」半島らしさの生かすフォーラムを開催される。

初日は、輪島、珠洲、穴水、能登の2市2町で分科会を開催。それぞれ、観光、漂着ごみ対策、まちなか再生、UIターンのテーマ別に、能登半島地域づくり活動に取り組んでいる人々と現場を歩き、地域の課題の解決方法についてともに考え、討論する。またその後、集落を挙げてグリーンツーリズムに取り組みむ能登町宮地集落で、地域伝承の食をテーマにした交流会が行われる。

2日目は珠洲市に会場を移し、民俗研究家の結城登美雄氏による「山に暮らす海に生きる」半島らしさを生かす発想法」と題した基調講演や全国の半島地域で地域づくりの実践活動に取り組んでいる人々による事例発表、パネルディスカッションを実施する。

なお同日、会場前では、珠洲の味覚をアピールすることを目的とした食祭イベント「第17回 珠洲あいの風」(珠洲あいの風開催委員会主催)も開催される。

農林水産物の輸出促進対策について中間とりまとめ・意見公募

農水省の農林水産物・食品輸出促進本部はこのほど、我が国農産物の輸出額を平成25年までに1兆円規模にするとの政府目標を受け、輸出拡大に向けた対応方策(中間取りまとめ)を発表した。

政府間の検疫協議加速化による輸環境の整備や、日本食・食材のPR強化、輸出に取り組む事業者への支援などを盛り込み、米や野菜など11品目を取り上げ、品目ごとの課題と対策を整理している。

中間まとめでは、各国との検疫協議の加速を大きな課題として設定。現在、輸入国には、自国に有害な病害虫が新たに侵入することを防止する権利が認められており、我が国を含む各国・地域は所要の検疫制度を有している。病害虫の侵入・まん延防止などを理由とした検疫条件の問題で日本から輸出できない産品があり、政府間協議で早期受結を求め、業者に「輸出の土俵に上がれるように」精力的に働きかけるとした。

また、海外に日本食・食材の魅力のアピールするための日本食優良店の調査・基準づくりなどのほか、輸出に取り組む事業者へのサポートとして、商談会等から輸出につながった後にトラブルが発生した場合、現地で相談を受けられる体制の整備、相手国の安全性等の基準に対応した事業者への支援、ブランド化戦略等に取り組みとしている。

同本部は現在、春の最終取りまとめの参考とするために、2月12日まで同方策に関する意見を募集している。